

e-Taxを利用した申告方法

申告には電子証明書の取得・ICカードリーダーライター(※)が必要です。
※住民基本台帳カードに電子証明書が格納されている方

- 1 e-Taxの開始届出書をe-Taxホームページで提出し、利用者識別番号等を取得します
- 2 電子証明書(注)の初期登録を行います。登録はe-Taxソフト(e-Taxホームページでダウンロード)で行えます(確定申告書等作成コーナーでも登録可)
- 3 e-Taxソフト等で申告書等データを作成します
- 4 電子証明書を利用し、電子署名を添付します
- 5 申告データを送信します

(注) 電子証明書の申請方法は右記記事をご覧ください(法人の方は電子証明書の種類が異なりますのでお問い合わせ下さい)。なお、電子証明書を使用するには、対応したICカードリーダーライターが必要です。詳細はe-Tax・作成コーナーヘルプデスクへお問い合わせ下さい。

「e-Tax」は、自宅やオフィスからインターネットで国税の申告等が簡単にできるサービスです。

○申告できる国税
所得税、法人税、消費税、酒税、印紙税、贈与税

○利用できる時間
平日の午前8時30分～午後9時(年末年始を除く)

※2013年1月15日～3月15日は24時間利用できます(メンテナンス時間を除く)。

お問い合わせはe-Tax・作成コーナーヘルプデスク(☎0570・01・5901、IP電話やPHSの方は☎03・56388・5171)へ。
http://www.e-tax.na.go.jp/



ご利用下さい 地方税ポータルシステム eLTAX

「eLTAX」は、オフィス等からインターネットで地方税の申告等が簡単にできるサービスです。

申告を行える地方税は、個人住民税(給与支払報告書・特別徴収関連手続きのみ)、法人住民税、固定資産税(償却資産)、事業所税です。

eLTAX利用についてのお問い合わせはeLTAXヘルプデスク(☎0570・081459、IP電話やPHSの方は☎045・759・3931)へ。
http://www.eltax.jp/



第19回町田市・相模原市 首長懇談会を開催しました

1月29日に町田市役所で、石坂丈一市長と加山俊夫相模原市長の首長懇談会を開催しました。

これまでの懇談会では、図書館・宿泊施設・高齢者福祉センター等の相互利用や、住民票等の証明書の相互発行等について、両市長の間で合意されています。

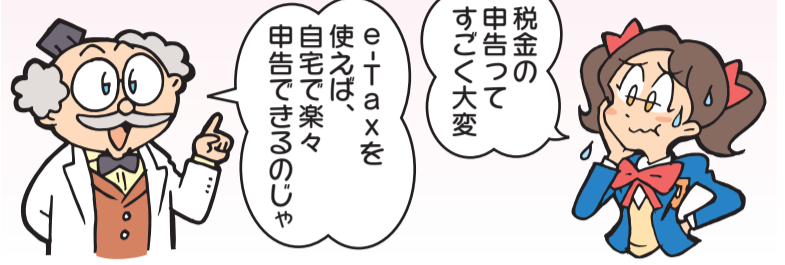
今回は、都県境を越えて教育行政連携の場を設置すること及び広域的なライトダウンキャンペーンの実施について合意するとともに、両市の連携をさらに強化していくことを確認しました。詳細は町田市ホームページをご覧ください。

インフルエンザ 大流行!

市内で大流行しています。人混みを避け、よく手洗い、うがいをして感染予防にとめましょう

e-Taxを使って 自宅でらくらく申告!

問 町田税務署 ☎728・7211、e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570・01・5901 (IP電話やPHSの方は ☎03・5638・5171)



受付時間 平日の午前8時30分～午後4時30分(年末年始を除く)

必要なもの ①住民基本台帳カード(お持ちでない方は市民課で発行手続きを) ②顔写真付きの本人確認書類(顔写真のない住民基本台帳カードをお持ちの方)

- 1 市民課(市役所本庁舎1階)で申請書(市民課に有り、町田市ホームページでダウンロードも可)と住民基本台帳カードを提出します
- 2 本人確認書類の確認を受けます(顔写真のない住民基本台帳カードをお持ちの方)
- 3 暗証番号(パスワード)を設定します(4～16桁、英数大文字)
- 4 電子証明書の取得完了です
- 5 手数料500円を納付します

顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない方は

顔写真の入っていない本人確認書類のみでも申請は行えますが、即日発行はできません。申請終了後に、市民課からご本人宛にお送りする「照会書兼回答書」を申請日から30日以内に市民課へお持ち下さい。その後、電子証明書を発行します。

※有効期間は発行日から3年間です。
※氏名・住所・生年月日・性別に変更があった場合は、有効期限内であっても電子証明書は失効します。ご注意ください。
※代理人申請もできます。詳細はお問い合わせ下さい。

e-Taxに必要な電子証明書の申請方法
問 市役所代表 ☎7222・3111、市民課 ☎24・2123 FAX 0520・3085・6262



平日には電子証明書の申請に行けないという方へ
2月23日(土)に電子証明書を発行します

確定申告の時期に合わせて、電子申告の際に必要な住民基本台帳カードの交付(手数料500円)と電子証明書の発行を行います。

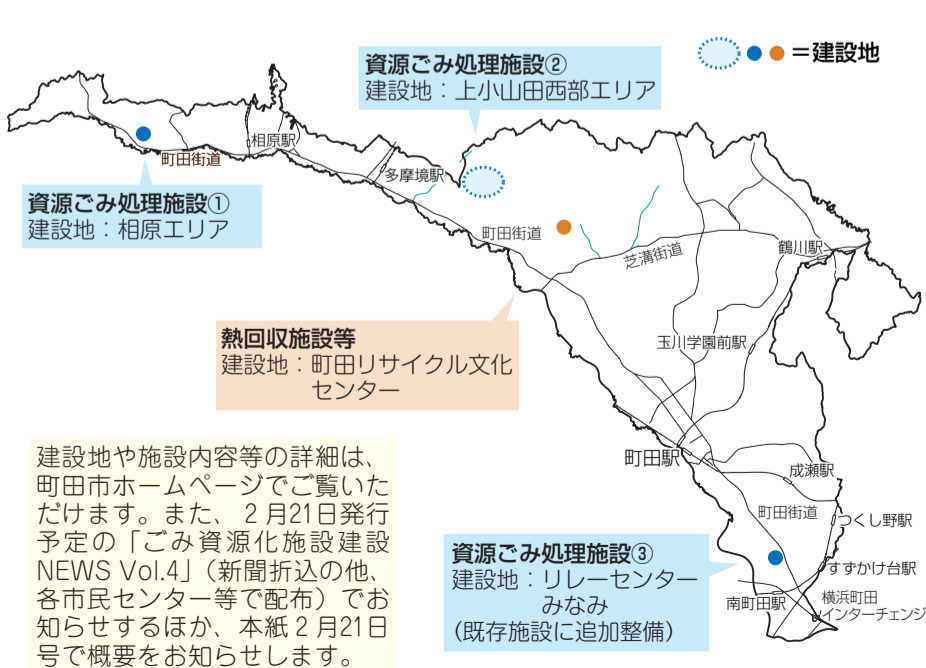
電子申告を予定していて、住民基本台帳カードをお持ちでない方、電子証明書を取得していない方はご利用下さい。

※住民票等の証明書の発行や住民異動届の受け付けはできません。

2月23日(土)午前10時～午後1時
場 市民課(市役所本庁舎1階)

※各市民センターは開庁していません。

※お持ちいただく書類は、申請される内容により異なります。詳細はお問い合わせいただくか、町田市ホームページでご確認下さい。



建設地や施設内容等の詳細は、町田市ホームページをご覧ください。また、2月21日発行予定の「ごみ資源化施設建設NEWS Vol.4」(新聞折込の他、各市民センター等で配布)でお知らせするほか、本紙2月21日号で概要をお知らせします。

市では、「町田市一般廃棄物資源化基本計画」を踏まえ、「町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会」を組織し、施設の計画と建設候補地の選定を進めてきました。昨年11月の委員会からの検討結果の報告を受け、市で

は、新たな「ごみの資源化施設」の内容と建設地を左図のとおり選定し、今後、周辺にお住まいの皆さんと話し合いを進めます。

新たな「ごみの資源化施設」の建設地を選定しました

問 循環型施設整備課 ☎724・4384 FAX 050・3160・5479